

直読式水道メーター購入（バーター品・13mm）仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、南相馬市建設部水道課が使用する直読型水道量水器（以下「メーター」という。）の購入に適用する。

2. 購入期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 法令等の遵守

メーターは、水道法、計量法、日本工業規格（以下「JIS」という。）及びその他の関係法規等を遵守し製作したものでなければならない。

4. 特許等の取扱い

メーターの製造に関し特許等に抵触するものがあるときは、すべて納入者の責任において処理しなければならない。

5. メーターの口径及び種類、購入予定数量

当市が購入するメーターの口径及び種類、購入予定数量等は、以下のとおりとする。

口径	種類	購入予定数量	摘要
13mm	乾式・接線流羽根車式 (ショートタイプ L=100) ねじ接続	3,890 個	パッキン付

6. メーターの仕様

(1) 計量性能

メーターの計量性能については、以下を満たすものとする。

口径	定格最小流量 (Q1) m ³ /h	定格最大流量 (Q3) m ³ /h	計量範囲 (R=Q3/Q1)
13mm	0.025	2.5	100

(2) 材質

① メーターに使用する材料は、通常の使用及び施工に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、かつ含有物質の浸出基準は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合するものであること。

②メーターに使用する材料は鉛レス銅合金（鉛含有量 0.25wt%以下の銅合金）とし、材質記号は、以下のとおりメーターの見やすい位置に表示すること。

なお、以下に該当しない場合は、別途協議すること。

鉛レス銅合金の種類	適用規格	部材材料表示	記号
ビスマス青銅鋳物 1種,2種	JIS H 5120	CAC 901,902	B

ビスマス青銅鋳物 5種,6種		CAC905,906	
ビスマスセレン青銅鋳物 1種		CAC 911	
シルジンを青銅鋳物 4種		CAC 804	E 又は ECO

(3) 主要部寸法

メーター形状、寸法等は JIS B 8570-1 によるものとし、メーターの主要部の寸法等は以下を基本とする。

口 径	全 長	ネジ寸法	
		外 径	ネジ山数
13 mm	100 mm	26.441 mm	14

(4) ケース等の塗装及び蓋の色

- ①鉛レス銅合金製のメーターは無塗装とする。
- ②蓋の色は水色（日本塗料工業会 A69-60T）とする。

(5) 表示

メーターには以下の項目を明瞭に表示すること。

- ①JIS B 8570-2 で規定されている項目を表示すること。
- ② 当市が指定する以下の項目を表示すること。

表 示 内 容	表示位置	備 考
型式承認番号	目盛板	
口径	外ケース	
メーター番号	外ケース及び蓋上面	別途発注時指示
製造年	外ケース	西暦の下 2 桁
材質記号	外ケース	B,E,ECO 等
鉛浸出対策の表面処理の種類	蓋裏面	T,C 等

(6) メーターの水量表示桁数

メーターの表示桁数は以下によること。

口 径	表示桁数
13 mm	4 桁

(7) 器差及び検査方法等

- ①メーターの器差については、JIS B 8570-2 によるものとし、検査方法については特定計量器検定検査規則に基づき行うものとする。
- ②通水検査結果については、メーター納品時に市に提出すること。

(8) 検定及び適合証印

- ① 検定月は納入月から起算し 1 月以内とする。なお、当市が認めた場合はこの限りでない。
- ② 適合証印は蓋の裏面に貼り付けること。

8. 発注及び納品

- (1)メーターは必要な都度、随時に発注するものとし、納期については都度協議するものとする。
- (2)メーターは所定の箱に入れ、破損防止のための方策を講じること。
- (3)メーターを収納した箱には、メーター番号等を表示すること。
- (4)納品に要する費用は納入者の負担とし、納入場所は別途指示する。

9. メーターの保証

- (1)納入完了日から起算して 1 年以内にメーターに生じた異常等について、その原因が明らかに納入者に起因するものであると判断した場合、納入者は当該メーターを新品メーターと交換しなければならない。また、取替えに要する費用は納入者の負担とする。
- (2)検定有効期間内にメーターの異常が疑われる事象が発生した場合、納入者は可能な限りその原因調査等に協力しなければならない。

9. 環境への配慮

納入者は、南相馬市環境マネジメントシステム活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

10. 特記事項

入札書には 1 個あたりの金額(税抜き)を記載するものとする。(単価契約)

11. その他

この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。